

浜松市優良工事協力業者等選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市及び浜松市上下水道部が発注した建設工事（以下「市工事」という。）において、下請負人として専門工事業に従事する技術者の育成を促し、専門工事業の継続的な発展のため、士気向上と目標の創出を目的として、市は毎年度、浜松市優良工事施工業者の下請負人で品質の向上や確保等に貢献した協力業者及びこれらの技術者を選び、浜松市優良工事協力業者（以下「優良工事協力業者」という。）及び浜松市優良工事協力技術者（以下「優良工事協力技術者」という。）として表彰する。

(定義)

- 第2条 この要領において建設工事とは、建設業法（昭24年法律第100号）第2条第1項別表に定める29種類、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいう。
- 2 この要領において専門工事業とは、前項から土木一式工事及び建築一式工事を除いた29種類をいう。
- 3 この要領において協力業者とは、専門工事業を1件500万円以上で受注した1次又は2次下請負人をいう。
- 4 この要領において技術者とは、協力業者に所属し、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため配置された主任技術者（建設業法第26条第1項）をいう。
- 5 この要領において評定点とは 浜松市工事成績評定要領第7に定める工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）の評定点をいう。

(対象者の推薦)

第3条 対象年度の浜松市優良工事施工業者のうち評定点が上位の者は、その優良工事に携わり、品質の向上や確保等に貢献した協力業者1者及び技術者1名を推薦調書（様式1）により、市長へ推薦できるものとする。

(選考要件)

- 第4条 優良工事協力業者及び優良工事協力技術者の選考要件は、次に掲げる各号の要件をすべて満たす者とする。
- 一 優良工事の施工体系図及び施工体制台帳に位置付けられている者。
 - 二 建設業法に定める建設業の許可を取得している者。
 - 三 浜松市内に本店を有する者（経常建設共同企業体を含む。）。
 - 四 対象年度に浜松市優良工事施工業者として決定を受けていない者。
 - 五 対象年度内に1件1,500万円以上の市工事を元請として完成させた実績がない者。

六 対象年度の前年度に浜松市優良工事協力業者及び協力技術者として表彰されていない者。

七 品質の向上や確保等に貢献したことが明確である者。

八 前条により推薦された者。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者とならない。

一 対象年度内に完成した1件500万円以上の市工事を元請として受注し、65点未満の評定点を受けた者。また、対象年度内に完成した市工事で、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（以下「要綱」という。）による文書注意以上の措置を受けた者。

二 市工事以外で対象年度内に起こした事案で、要綱による文書注意以上の措置を受けた者。又は受けることが明らかな者。

三 対象年度以降、事業所が廃業又は倒産等をした者。

四 対象年度以降、対象者が他の事業所の従事者となった者。

五 その他表彰するにふさわしくない行為があった者。

(選考会議)

第6条 優良工事協力業者及び優良工事協力技術者の選考は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）で行う。

(表彰)

第7条 市長は、幹事会の報告に基づき、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者を決定する。

2 市長は、この要領の規定により被表彰者となった者に対し、表彰状を交付する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、この要領は、平成29年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この要領は、平成30年4月1日以降に完成した工事について適用する。

様式1			
平成〇〇年度 浜松市優良工事協力業者等表彰 推薦調書			
優良工事名称			
浜松市長 宛			
協力業者及び技術者			
下請負金額			
下請階層			
専門工事業			
担当工事内容			
ふりがな			
下請負人名			
ふりがな			
代表者名			
郵便番号			
住 所			
連絡先			
技術者区分			
ふりがな			
氏 名			
資格内容			
推薦理由			
浜松市優良工事協力業者等選考要領第3条の規定に基づき、上記の者を推薦します。			
			平成 年 月 日
住 所			
会社名			㊟